

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に
関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六十二
令七・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否			
特 別 試 験 研 究 費 の 額 (14の計)	1	円	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)
控 除 対 象 済 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(九)「3」)又は(別表六(一)「3」)	2	円	当 $((7)+(別表六(十三)「18」)) \times \frac{10}{100}$
差 引 対 象 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (1)-(2)	3	円	0
同 上 の うち 税 額 控 除 割 合 が 30% である 試 験 研 究 に 係 る 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (3)と(15)のうち少ない金額)	4	円	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」)
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)-(4)と(16)のうち少ない金額)	5	円	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の③」)
特 別 研 究 税 額 控 除 限 度 額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3)-(4)-(5)) \times \frac{20}{100}$	6	円	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (9)-(10)
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細			
措 法 第 42 条 の 4 第 7 項 各 号 の 該 当 号		特 別 試 験 研 究 の 内 容	特 別 試 験 研 究 費 の 額
12			円
第 1 号 ・ 第 2 号			
第 1 号 ・ 第 2 号			
第 1 号 ・ 第 2 号			
第 1 号 ・ 第 2 号			
第 1 号 ・ 第 2 号			
<p>【No.39】 1 欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっています。</p> <p>(1) 棚卸資産</p> <p>(2) 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。）</p> <p>(3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）</p> <p>また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。</p> <p>そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。</p>			
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	15		
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額	16		

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.39】 1 欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっています。

(1) 棚卸資産

(2) 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。）

(3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。

そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。